

議案第 18 号

市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正について

市川市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例

市川市自転車の安全利用に関する条例（平成 23 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「関係団体等」を「関係団体、事業者等」に、「防止と」を「防止及び」に改める。

第 2 条第 2 号中「事故に備えた保険」を「自転車損害賠償保険等」に改め、同条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 自転車損害賠償保険等 自転車の交通事故により他人の生命又は身体を害した場合において生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。

第 3 条第 3 項中「とも」を「と」に改める。

第 4 条第 2 項中「、定期的な点検整備及び事故に備えた保険への加入」を削り、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「に協力するよう」を「への協力に」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 自転車利用者は、自転車の側面への反射器材の備付けその他の自転車の定期的な点検整備に努めなければならない。

第5条第2項中「に協力するよう」を「への協力を」に改める。

第6条を次のように改める。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全利用に関する必要な啓発及び指導に努めなければならない。

2 事業者は、市又は警察署が行う自転車の安全利用に関する施策への協力を努めなければならない。

3 自転車を事業の用に供する事業者及び自転車の貸付けを業とする者（以下「自転車貸付業者」という。）は、自転車の側面への反射器材の備付けその他の自転車の定期的な点検整備に努めなければならない。

4 自転車貸付業者は、自転車を借り受けようとする者（第14条第2項において「借受人」という。）に対し、自転車の安全利用に関する適切な助言に努めなければならない。

5 自転車の小売を業とする者（第14条第3項において「自転車小売業者」という。）は、自転車を購入しようとする者（同項において「自転車購入者」という。）に対し、自転車の安全利用に関する適切な助言に努めなければならない。

第8条を次のように改める。

(未成年者を保護する責任のある者等の責務)

第8条 未成年者を保護する責任のある者は、当該未成年者に対し道路交通法その他の交通安全に関する法令の教育に努めるとともに、当該未成年者が利用する自転車について必要な点検及び整備に努めなければならない。

2 高齢者の家族は、その高齢者に対し、自転車の安全利用に関する必要な助言に努めなければならない。

第9条第1項第11号中「など、」を「等その他の」に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号を同項第12号とし、同項第9号中「など、」を「等その他の」に改め、同号を同項第11号とし、同項第8号を同項第9号とし、

同号の次に次の 1 号を加える。

- (10) 他の交通の安全に配慮し、道路及び交通の状況に応じた適正な方法で走行すること。

第 9 条第 1 項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

- (7) 夜間等においては、反射材の装着その他その存在を示すために必要な措置を講ずるよう努めること。

第 9 条第 3 項中「幼児又は児童」を「未成年者」に、「をかぶらせる」を「その他の自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減を図るための器具を着用させ、又は使用させる」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 4 高齢者は、自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットその他の自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減を図るための器具を着用し、又は使用するよう努めなければならない。

第 11 条の見出し中「安全利用」を「自転車の安全利用」に改め、同条中「、自転車の安全利用に関する講習を受けた市民に対する優遇措置等を講ずることにより」を削り、「当該」を「自転車の安全利用に関する」に改める。

第 12 条の見出し中「関係団体」を「関係団体等」に改め、同条中「関係団体」の次に「又は事業者」を加える。

第 13 条に次の 1 項を加える。

- 2 市長は、自転車利用者がその利用する自転車が関係する交通事故によって生じた損害を賠償する責任を負う場合があることについて周知を図るとともに、自転車損害賠償保険等への加入を促進するために必要な情報を提供するものとする。

第 13 条を第 16 条とし、第 12 条の次に次の 3 条を加える。

(自転車損害賠償保険等への加入)

第 13 条 自転車利用者（未成年者を除く。）は、その利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しているときは、この限りでない。

- 2 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。以下この項及び第15条において同じ。）は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しているときは、この限りでない。
- 3 自転車を事業の用に供する事業者は、その事業の用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該事業者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しているときは、この限りでない。
- 4 自転車貸付業者は、その貸し付ける自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車貸付業者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しているときは、この限りでない。

（自転車損害賠償保険等の加入の確認等）

第14条 事業者は、その従業員のうち、自転車を利用して通勤する者がいるときは、当該従業員に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無の確認に努めなければならない。この場合において、当該事業者は、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に参加していることを確認できないときは、当該従業員に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報の提供に努めなければならない。

- 2 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報の提供に努めなければならない。
- 3 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、その自転車購入者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無の確認に努めなければならない。この場合において、当該自転車小売業者は、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に参加していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報の提供に努

めなければならない。

(学校における自転車損害賠償保険等の情報提供)

第15条 学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校の設置者は、在学する児童、生徒又は学生及びこれらの保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供に努めなければならない。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

理 由

自転車の安全利用に関する更なる普及啓発を図るため、自転車損害賠償保険等への加入を義務付けるとともに、事業者の責務を見直すほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。